

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、令和4年11月25日付けの児童扶養手当資格喪失通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、法4条2項6号の規定に基づく児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

1 趣旨及び理由

受給資格がなくなった理由として「婚姻した（婚姻届けを出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます）」とされているが、事実無根であり、本件処分は不当と考える。よって、本件処分の取消しを求める。

2 経緯

請求人は、令和〇年〇月〇日に、前配偶者と離婚した。前配偶者は離婚と同時に住民票を〇〇に移したが、令和〇年〇月〇日に無断で請求人の自宅に住民票を移してしまった。そのことが事実上の婚姻関係とみなされ、本件処分に至ったものと考えている。

請求人と前配偶者は、被害者と被告人という関係であり、互いに婚姻意思がないことは明らかである。令和〇年〇月〇日に前配偶者に対して請求人の自宅から退去するよう促したところ、自宅で暴力

を振るわれた。直ちに病院で治療を受け、〇〇警察署に連絡した。この件で前配偶者は同年〇月〇日に傷害事件として〇〇検察庁により起訴された。

同事件については、令和〇年〇月〇日に有罪判決が確定した。以前から、前配偶者による執拗かつ日常的な家庭内暴力について〇〇警察署に相談してきた。同署は繰り返される暴力をDV防止法の観点から重く受け止め、今回の傷害事件を契機に綿密な捜査を行ってくれた。

3 事実婚について

「児童扶養手当の取扱いに関する留意事項について」（平成27年4月17日付雇児福発0417第1号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）によれば、「『当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係』が存在していれば、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととされているところである」とされている。しかしながら、請求人と前配偶者とは社会通念上夫婦としての共同生活はしておらず、したがって、事実婚は成立していない。

事実上の婚姻関係にあれば相互扶助や生活費の分担といった義務があると思うが、前配偶者は、家事や育児は全く行わない。生活費、医療費、教育費も一切払わないので、この点からも事実上の婚姻関係にないことは明らかである。

育児については離婚時の合意書のとおり、実際の娘の監護は全て請求人が行っている。監護権者が前配偶者になっているので、実態に合わせるため、調停で監護権者の変更を申請している。

小学校や塾の送り迎え、日々の宿題の手伝い、入浴の世話、食事や弁当の用意、病院への付き添い、休日のレジャーやゲーム遊びの手伝いなど、子育て全般を全て請求人が行っている。私立小学校への入学のための試験準備も全て請求人が行った。このような状況から、監護権者の変更は現実的である。

令和〇年〇月〇日の前配偶者への有罪判決はDVが背景にあることを物語っており、社会通念上夫婦としての共同生活を送ることが不可能なことを証明している。

4 生計同一性について

処分庁は、「客観的事実関係からみて生計同一の場合には事実婚の存在が認められるとされている。」と弁明書で述べているが、これは生計同一を申し立てるときの適用例だと思われる。

家計費（住宅ローン、光熱費及び食費）は全て請求人が負担している。前配偶者が娘に衣服や菓子を買うことがあっても、教育費は全て請求人が負担している。前配偶者の実家からの支援も一切ない。

処分庁が生計同一だとする根拠①（住民票）については、令和〇年〇月初旬の担当職員への相談の中で、前配偶者が勝手に請求人宅に住民票を移したことを知った。〇〇区〇〇課に取消しを依頼したが、取り消すことはできないと言われた。同時に〇〇警察署にも相談をしたが、対応できないと言われた。前配偶者の住民票を請求人宅から取り消す手立てがなく迷惑している。住民票を生計同一の根拠とするのは形式要件による機械的な判断であり、生活実態を無視しているので理不尽である。

根拠②（荷物）、③（寝泊り）については、前配偶者に対して、令和〇年〇月〇日に建物明渡請求訴訟を行った。令和〇年〇月〇日に、郵便配達員から訴状を受け取った前配偶者は激昂して、本件児童を連れ去った。請求人は、前配偶者を説得して、10日後に子どもを連れ戻した。しかし、子どもの連れ去りを防止するため、やむをえず訴訟は取り下げるしかなかった。このように、前配偶者は離婚時の公正証書の合意事項を反故にして、請求人宅に荷物を置きっぱなしにし、勝手に出入りし、寝泊まりしているが、請求人は一切許可していない。請求人は、警察に相談したり、子どもの監護権を実情に合わせて変更し、子どもの連れ去りを防止するため、令和〇年〇月に調停申し立てを行ったり、前配偶者を追い払うために様々な対策を講じているので、根拠②及び③は生計同一の根拠にはなりえない。

根拠④（光熱費）については、家賃とともに損害賠償訴訟を視野に請求方法を代理人弁護士に相談している。前配偶者が請求人の承諾なしに、勝手に電気、ガス、水道を使用している。このような違法行為を生計同一の根拠にするのは、さすがに乱暴すぎると思う。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 7月 26日	諮問
令和 5年 8月 25日	審議（第81回第2部会）
令和 5年 10月 20日	審議（第82回第2部会）
令和 5年 11月 17日	審議（第83回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

(1) 用語の定義

法3条3項は、この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとしている。

(2) 支給要件

ア 法4条1項は、市長（特別区の区長を含む。）は、①父母が婚姻を解消した児童（2号イ）、②母が死亡した児童（同号ロ）、③母が政令で定める程度の障害の状態にある児童（同号ハ）、④母の生死が明らかでない児童（同号ニ）、⑤その他①から④までに準ずる状態で政令で定めるもの（同号ホ）のいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合、当該父に手当を支給することとしている。

イ これを受けて、法施行令2条は、法4条1項2号ホの政令で定める児童について、①母が引き続き1年以上遺棄している児童（1号）、②母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律10条1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。以下「保護命令」という。）を受け

た児童（２号）、③母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童（３号）、④母が婚姻によらないで懐胎した児童（４号）、⑤前号に該当するかどうか明らかでない児童（５号）のいずれかに該当する児童とするとしている。

ウ 法４条２項及び同項６号は、同条１項の規定にかかわらず、手当は、父に対する手当にあっては父の配偶者に養育されているとき、当該児童については、支給しないとしている。

エ 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」（昭和４８年５月１６日付児企第２８号厚生省児童家庭局企画課長通知。以下「疑義通知」という。）別紙・第１・９は、いわゆる事実婚の範囲について、児童扶養手当法上婚姻には事実婚が含まれ、配偶者にはいわゆる内縁関係にある者が含まれるとしている（法３条３項）。事実婚あるいは内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在することであるとしている。

(3) 現況届

児童扶養手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）４条は、手当の支給を受けている者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数についての市町村長の証明書等の書類を添えて、毎年８月１日から同月３１日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならないとしている。ただし、これらの書類等により証明すべき事実については、法施行規則２６条７項の規定によれば、手当の支給機関は、これを公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができるとされている。

2 本件処分についての検討

(1) 支給区分の検討

手当は、受給者が父の場合、大前提として、児童が、法４条１項２号に定める区分（以下「支給区分」という。）のいずれかに該当するときに支給するとされている（１・(2)）。

支給区分には、５つの区分があり、本件児童は、このうち、法４条１項２号ロないしニ（１・(2)・ア・②ないし④）に該当し

ないことは明らかである。また、同号ホ（同・⑤）については、児童扶養手当法施行令（以下「法施行令」という。）2条1号及び3号ないし5号に該当しないことは明らかであり、同条2号についても、保護命令が発せられていないものと認められるので、これも該当しない。すると、本件児童に適用の可能性があるのは法4条1項2号イのみということになるので、以下にその適用の有無を検討する。

(2) 法4条1項2号イの該当性

法4条1項2号イは、父母が婚姻を解消した児童であることを支給要件としている。この点、本件児童の父母は、令和〇年〇月〇日付け離婚給付等契約公正証書によって同日離婚する旨を合意し、これに基づき離婚届出がなされている。また、その後、本件児童の父母が再び婚姻届を提出して復縁した事実も認められない。このことから、本件児童については、原則として支給要件を満たすものと見られる。

ただし、法において、婚姻には事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（いわゆる事実婚）も含むものとされている（1・(1)及び同・(2)・エ）ので、本件児童の父母がこのような例外的な場合にあたらないかは確認する必要がある。

本件では、離婚後に母が父と同じ住宅に居住し、同所に住民登録している事実が認められる。しかし、住民登録上、父と母は別世帯となっており、このような届出は、父の同意を経ずに母の一人存でなされても、形式的に受け付けられるものである。また、同居の点においても、父に無断で住居に入り込んで、荷物を運びこむようなことは事実上可能であり、父が訴訟を提起してまで母の退去を求めたことから、これが父の意思に反することが見て取れる。もっとも、父はこの訴えを取り下げたが、母が父に暴力をふるい、傷害事件として処罰されていることから、父母の関係が修復されたと見るべき事情はない。さらに、事実婚と言うためには、夫婦としての共同生活の実態がなければならないが、母が家事を分担し、生計費を負担するなどの事実は確認されていない。

ひるがえって、父母の離婚については、訴訟こそ経ていないものの、両者に代理人弁護士がつき、公正証書によって離婚給付を

定めていることから、両者間に厳しい対立関係があったことは明らかであり、かつ、その後も両者は復縁することなく、関係が修復されたと見るべき事情がないことは上述のとおりである。

結局、本件児童の父母については、両者間に離婚が成立して婚姻関係が解消されたことは明白であり、その後、同所に住民登録がなされ、事実上同居している事実は認められるものの、夫婦としての共同生活があると見るだけの根拠がなく、事実婚と認めることはできない。

よって、本件児童は、父母が婚姻を解消した児童（法４条１項２号イ）に該当すると見るのが相当である。

(3) 結論

以上、本件児童は法４条１項２号イの支給区分に該当し、請求人は法４条１項の支給要件を満たすから、処分庁が、請求人の手当の受給資格がなくなったとして本件処分を行ったことは違法である。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来